

令和2年会津美里町議会定例会11月会議

議事日程 第1号

令和2年11月27日（金）午後1時30分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案の上程及び提案理由の説明
- 第 3 報告第13号 専決処分の報告について（会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 第 4 議案第70号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第71号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第72号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）
- 第 7 議案第73号 令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第74号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第75号 令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第76号 令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第77号 会津美里町立小中学校ICT教育タブレット端末付属品購入契約について
- 第12 議案第78号 会津美里町立小中学校ICT教育ソフトウェア購入契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	野中	寿勝	君	10番	佐治	長一	君
2番	村松	尚	君	11番	根本	謙一	君
3番	小島	裕子	君	12番	根本	剛	君
4番	渋井	清隆	君	13番	山内	須加美	君
5番	堤	信也	君	14番	横山	知世志	君
6番	石川	栄子	君	15番	山内	長	君
7番	鈴木	繁明	君	16番	谷澤	久孝	君
9番	横山	義博	君				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	渡部	英敏	君
副町長	鈴木	直人	君
総務課長	國分	利則	君
政策財政課長	鈴木	國人	君
健康ふくし課長	原	克彦	君
建設水道課長	鈴木	明利	君
教育長	新田	銀一	君
教育文化課長	松本	由佳里	君
代表監査委員	鈴木	英昭	君

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午後 1時30分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） ただいまから令和2年会津美里町議会定例会11月会議を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○諸般の報告

○議長（谷澤久孝君） 日程に入ります前に諸般の報告を行います。

説明員の報告は別紙のとおりです。

○会議録署名議員の指名

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

3番 小島裕子さん

4番 渋井清隆君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第13号、議案第70号から議案第78号の計10議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 皆さん、こんにちは。本日、令和2年会津美里町議会定例会11月会議の再開に当たりまして、議員各位におかれましてはご参集賜りまして、誠にありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告1件、議案9件の提案理由をご説明いたします。

初めに、報告第13号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町特定教育・保育

施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、町条例における所要の改正を11月20日付で専決処分をしたものであります。

次の議案第70号は、会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例であります。本案は、新型コロナウイルス感染症による地域経済の状況を踏まえ、町長、副町長、教育長及び議会議員の令和2年12月期の期末手当を0.05月分減額をするものであります。

次の議案第71号は、会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、令和2年度福島県人事委員会勧告の内容を踏まえ、職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものであります。

次の議案第72号は、令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を146億2,618万3,000円とするものであります。

次の議案第73号は、令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億5,085万4,000円とするものであります。

次の議案第74号は、令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億2,178万2,000円とするものであります。

次の議案第75号は、令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算（第4号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的支出の営業費用予定額を3万8,000円減額し、水道事業費用予定額を4億3,238万7,000円とするものであります。また、資本的支出の建設改良費予定額を4万4,000円減額し、資本的支出予定額を2億5,267万1,000円とするものであります。

次の議案第76号は、令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を7万5,000円減額をし、収益的収入合計で6億1,854万2,000円とし、収益的支出の予定額を7万5,000円減額し、収益的支出合計で6億1,423万4,000円とするものであります。また、資本的支出する予定額を2万7,000円減額し、資本的支出合計で4億6,092万5,000円とするものであります。

次の議案第77号は、会津美里町立小中学校ICT教育タブレット端末付属品購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次の議案第78号は、会津美里町立小中学校ICT教育ソフトウェア購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第13号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、報告第13号 専決処分の報告について（会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

〔教育文化課長（松本由佳里君）登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、報告第13号 専決処分の報告についてをご説明いたします。

議案書1ページ、2ページ、提出案件資料1ページ上段、提出案件参考資料1ページを御覧ください。報告第13号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

2ページを御覧ください。専決第13号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例で引用する同法の条項にずれが生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により11月20日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

改正の内容につきましては、第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改めるものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の第2条第23号の規定は令和2年9月10日から適用することといたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1点お尋ねします。

趣旨は理解しているつもりですが、この案件資料を見ますと、条項のずれが生じたためというふうになっております。第3項が第2項にということですが、意味は変わらないのでしょうか、この第3項が第2項になったということの意味を教えてください。条文自体の内容は変わらないのでしょうか、この第3項が第2項になったというのはどういうことでしょうか。

とが必要になったのか、それだけ教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 子ども・子育て支援法第43条が改正前までは3項まであったのですが、その条項が整理されまして、第43条第1項と第2項というふうに詰まったものでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 言われていることは理解できなくはないのですが、つまり第3項まで今まではあったけれども、整理統合したことによって第2項までで整理され、第1項、第2項で整理された、まとめられたということですね。第3項はなくなったということなのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 今議員さんがおっしゃられましたとおり、第1項のほうでまとめられまして、今まで第3項だったものが第2項のほうに繰上げで上がったもので、番号が変わったものでございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第13号を終了いたします。

○議案第70号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、議案第70号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、議案第70号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書3ページ、併せまして提出案件資料1ページ中段、参考資料2ページをお開きください。説明は、提出案件資料によりご説明申し上げます。この案件は、福島県人事委員会勧告及び新型コロナウイルス感染症による地域経済の状況を踏まえ、町長、副町長、教育長及び議会議員の令和2年12月期期末手当を0.05月分減額し、1.65月分を1.60月分とするため所要の改正をするものでございます。

なお、施行期日は令和2年12月1日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第70号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第71号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、議案第71号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、議案第71号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書4ページ、併せまして提出案件資料1ページ、2ページ、参考資料3ページをお開きください。説明は、提出案件資料によりご説明申し上げます。この案件は、福島県人事委員会勧告の内容を踏まえ、職員の期末手当の支給月数を0.05月分を減額するため、所要の改正をするものでございます。この改正によりまして、令和2年12月支給の期末手当を一般職員で1.275月分を1.225月分に、再任用職員で0.70月分を0.65月分とし、令和3年度以降の6月、12月支給の期末手当を一般職員で1.275月分を1.25月分に、再任用職員で0.70月分を0.675月分にそれぞれ減額するものでございます。

なお、施行期日は令和2年12月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明は終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第71号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第72号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、議案第72号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、議案第72号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料4ページから10ページを御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正につきましては、先ほどの議案第70号及び第71号に関連した人件費の補正が主でございます。

す。

予算書の表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億2,618万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正予算の内容であります。事項別明細書によりご説明を申し上げます。3ページをお開き願います。なお、各課ごとの補正内容につきましては、提出案件資料に記載させていただいておりますので、主な内容のみご説明いたします。

歳入でございます。17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金529万4,000円の減額につきましては、今回の補正における一般財源の余剰分を調整するため補正減させていただくものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。各款項目にあります3節職員手当等、4節共済費、それから18節負担金補助及び交付金、27節繰出金をそれぞれ記載のとおり減額補正するものでございまして、補正額の節ごとの合計といたしましては、3節で職員手当等で351万9,000円の減、4節の合計であります。4節共済費で150万7,000円の減、それから18節負担金補助及び交付金で7万5,000円の減、27節繰出金で19万3,000円の減でございます。人件費に関する補正になりますので、節ごとに共通的な内容につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、3節職員手当でございます。期末手当の改定に伴う減額補正でございます。このうち議会議員、町長等の期末手当につきましては、令和2年12月支給分の支給割合を1.65月分から1.6月分とするため、0.05月分を減額するものでございます。

次に、職員の期末手当であります。令和2年12月支給分の支給割合を一般職員について1.275月分から1.225月分、再任用職員につきましては0.7月分から0.65月分、それぞれ0.05月分を減額するものでございます。

次に、4節共済費につきましては、期末手当の改定によりまして市町村職員共済組合負担金を減額するものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金につきましては、予算書の9ページの一番下になりますが、期末手当の改定によりまして下水道事業会計補助金を減額するものでございます。

最後に、27節の繰出金であります。これにつきましては予算書5ページの中ほどにございます。一般会計と同様、期末手当改定により国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計について人件費が減額となることから、特別会計繰出金につきまして減額をさせていただくものでございます。

期末手当改定に係る補正予算の説明は以上でございます。予算書7ページを御覧いただきたいと存じます。7款の土木費、2項道路橋梁費でございます。2目の道路新設改良費から1目の道路維持費への組替えでございます。内容であります。除雪オペレーターに係る会計年度任用職員の給料及び手当でございます。当初予算では土木費内の他の人件費と同様に2目の道路新設改良費に計上

してございましたが、除雪に関する他の経費は1目道路維持費に計上してございますので、これに併せまして、今回2節の給料3,172万5,000円、3節職員手当等958万円を2目の道路新設改良費から1目の道路維持費に組み替えさせていただくものでございます。

なお、9ページの裏のページからは給与費明細書でございます。御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第72号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第73号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第7、議案第73号 令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、原克彦君。

〔健康ふくし課長（原 克彦君）登壇〕

○健康ふくし課長（原 克彦君） 議案第73号 令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予

算（第3号）をご説明申し上げます。

補正予算書、併せまして提出案件資料11ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,085万4,000円とするものであります。

事項別明細書を御覧ください。まず、3ページの歳入であります。5款繰入金、1項の他会計繰入金であります。一般会計繰入金で10万4,000円減額し、2億922万円とするものですが、これは県人事委員会勧告による給与改定等に伴い、職員給与費等繰入金分を減額するものでございます。

次に、歳出であります。4ページを御覧ください。1款総務費、1項の総務管理費であります。一般管理費用を10万4,000円減額し、総務管理費計で5,314万7,000円とするものですが、これは期末手当改定により職員手当等の減額をするものでございます。

次ページ以降につきましては、給与費明細書ですので、省略をさせていただきます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第73号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第74号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第8、議案第74号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、原克彦君。

〔健康ふくし課長（原 克彦君）登壇〕

○健康ふくし課長（原 克彦君） 議案第74号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）をご説明申し上げます。

補正予算書、併せまして提出案件資料12ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,178万2,000円とするものであります。

事項別明細書を御覧ください。まず、3ページの歳入であります。6款繰入金、1項の他会計繰入金であります。一般会計繰入金で8万9,000円減額し、4億3,486万9,000円とするものですが、これは県人事委員会勧告による給与改定等に伴い、事務費繰入金分を減額するものでございます。

次に、歳出であります。4ページを御覧ください。1款総務費、1項の総務管理費であります。一般管理費を8万9,000円減額し、3,501万1,000円とするものですが、これは期末手当改定により職員手当等の減額をするものでございます。

次ページ以降につきましては給与費明細書ですので、省略をさせていただきます。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第74号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第75号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第9、議案第75号 令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第75号 令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

提出案件資料は、2ページ中段及び13ページでございます。補正予算書で説明をさせていただきます。本案は、第2条として予算、第3条に定めた収益的支出の予定額、第1款水道事業費用、第1項営業費用の予定額を3万8,000円減額し、水道事業費用の予定額を4億3,238万7,000円とするものです。

次に、第3条として予算第4条、本文括弧書き中1億3,697万6,000円を1億3,693万2,000円に改め、資本的支出の予定額を第1款資本的支出、第1項建設改良費の予定額を4万4,000円減額し、資本的支出予定額を2億5,267万1,000円とするものです。

また、第4条として、予算第8条に定めた職員給与費2,882万4,000円を2,874万2,000円に改めるものです。

補正予算の内容を内訳書でご説明いたしますので、補正予算書の11ページをお開きください。収益的支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の3万8,000円の減額は、このたびの改正によりまして手当等を減額するものでございます。

12ページをお開きください。資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の4万4,000円の減額は、このたびの改正によりまして手当等の減額をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第75号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第76号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第10、議案第76号 令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第76号 令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

提出案件資料は、2ページ中段及び14ページでございます。それでは、補正予算書で説明をさせていただきます。本案は、第2条として、予算第3条に定めた収益的収入予定額を7万5,000円減額し、収益的収入合計で6億1,854万2,000円とし、収益的支出の予定額を7万5,000円減額し、収益的支出合計で6億1,423万4,000円とするものでございます。

次に、第3条として、第4条本文括弧書き中、1億874万3,000円を1億871万6,000円に改め、第1款公共下水道事業資本的支出の第1項建設改良費、予定額を2万7,000円減額し、資本的支出合計予定額を4億6,092万5,000円とするものでございます。

また、第4条として、予算第9条に定めた職員給与費3,313万7,000円を3,303万5,000円に改めるも

のです。

令和2年度会津美里町下水道事業会計予算内訳書により説明をさせていただきますので、13ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入でございます。1款公共下水道事業収益、2項営業外収益は、2目他会計補助金で一般会計補助金の7万5,000円の減額は、このたびの改正によりまして手当等を減額するものでございます。

14ページを御覧ください。次に、支出でございます。1款公共下水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の7万5,000円の減額は、このたびの改定により手当等の減額をするものでございます。

15ページを御覧ください。次に、資本的支出でございます。1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費2万7,000円の減額につきましては、このたびの改正により手当等を減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第76号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第77号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第11、議案第77号 会津美里町立小中学校 I C T教育タブレット端末付属品購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

〔教育文化課長（松本由佳里君）登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） 議案第77号 会津美里町立小中学校 I C T教育タブレット端末付属品購入契約についてご説明いたします。

議案書5ページ、提出案件資料2ページ下段、提出案件参考資料4ページを御覧ください。本案は、会津美里町立小中学校 I C T教育タブレット端末付属品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、会津美里町立小中学校 I C T教育タブレット端末付属品購入で、契約の内容といたしましては、児童生徒1人1台のタブレット端末の使用に当たって必要な付属品について整備するもので、児童生徒及び教職員用のブルーライトカット液晶保護フィルム1,389枚、予備分を含むタブレット用タッチペン1,719本、また休校などで児童生徒が家庭に持ち帰ることを想定し、A Cアダプター、タブレット保護カバー及び収納バッグ各1,323個を購入するものでございます。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2,106万4,164円です。契約の相手方は、福島県会津若松市中町1番4号、株式会社栄町オサダ、代表取締役、武藤義榮であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

佐治長一君。

○10番（佐治長一君） こういうやつで教室に入るわけですけども、あの機械が。授業の内容というか、どんなふうな状態になるのかちょっと想像つかないので、こんなふうな形で授業が変わりますというか、やっぱりその辺の何かもし説明できる範囲で説明願いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの案件につきましては、タブレット端末の付属品でございますので、授業の内容といたしますか、1人1台タブレット端末を先生と児童生徒に持たせるというか、授業のときに使っていただくようになるのですが、その際に今回の契約の内容ですと、例えばブルーライトカット保護フィルムですと、ブルーライトをカットするフィルムをタブレットのほうに貼ってブルーライトの影響がないようにするですとか、あとタブレットを使う際のタッチペン、あと今回の新型コロナウイルスの関係で休校などの措置が取られましたときに、児童生徒が家庭に持ち帰るということを想定しまして、それに必要なタブレットの故障がないようにということで、落としたり、

そういうことがないように、保護されるようにということで、カバーであったり収納バッグ、そしてご家庭で充電できるようにのアダプターということでの購入の内容でございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） いや、ですから教室の環境が今附属品だけでも、タブレットを使ってやる授業がどのくらいあるのかと教室の環境がどんなふうになるのか、できれば概略を聞きたかっただけで、それ以上話できなければいいです。

○議長（谷澤久孝君） よろしいですか。

○10番（佐治長一君） いいです。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 確認させてください。

これらを整備することによって、新年度もう早々から活用されていくというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） このタブレット、そしてこういった附属品等、あとこの後の議案でも出てまいります、ソフトウェア等いろいろと整備いたしまして、今年度も活用について先生方といろいろと話し合いを進めております。また、研修、そしてICT支援員のほうの準備もしておりますので、そういった方々といろいろと年度内研修をしたり話し合いをしたりしながら、新年度におきましても、そういったことも研修をしたり、またさらに見直したりしながら使っていけるようにしてまいりますと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 契約の締結で工期が3月19日というふうになっています、次のソフトも含めて。今の話ですと、これらを整備することによって順次準備を進めていくと。当然助走期間も必要なのかなとは推察しますが、私が聞きたいのは来年度から十分活用できるように進めていくのか、あるいは来年度中、やっぱりそういう研修等、打合せ等々も慣れることも必要でしょうし、そういうことも踏まえると、実際に活用されていくのは、ではずっと後になるということなのか、そこを聞き取ったのです。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 使っていきながら、活用しながら、そして研修もしながらということで、入れたのですぐ研修1回やって終わりとかそういうことではないので、研修や、どういったふうに活用したら、より効果的かというようなことは今後も何回も繰り返していかなければならないと思っておりますので、実際に活用しながら、また研修、話し合い等を進めて、よりよい授業にしていただけのようにしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番(村松 尚君) すみません、1点だけ教えてください。

先ほどタブレット用のタッチペンの予備ということで、これ数字が396本、ほかの数字よりもちよつとずれが大きいですが、予備をこの本数にしたというのは何か根拠みたいなものというのはあったりするのかわせてください。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) 各学校のクラス数を計算しまして、各5本ずつの計算でございます。

○議長(谷澤久孝君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長(谷澤久孝君) 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第78号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第12、議案第78号 会津美里町立小中学校ICT教育ソフトウェア購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

〔教育文化課長(松本由佳里君)登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） 議案第78号 会津美里町立小中学校 I C T教育ソフトウェア購入契約についてご説明いたします。

議案書6ページ、提出案件資料3ページ、提出案件参考資料5ページを御覧ください。本案は、会津美里町立小中学校 I C T教育ソフトウェア購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、会津美里町立小中学校 I C T教育ソフトウェア購入で、契約の内容といたしましては児童生徒1人1台のタブレット端末の使用に当たって必要なソフトウェアについて整備するもので、児童生徒及び教職員用のクラウド型授業支援システムライセンス1,389台分を購入するものです。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は1,642万4,925円です。契約の相手方は、福島県会津若松市中町1番4号、株式会社栄町オサダ、代表取締役、武藤義榮であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第78号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和2年会津美里町議会定例会11月会議を散会いたします。

散 会 （午後 2時25分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 谷 澤 久 孝

議 員 小 島 裕 子

議 員 洪 井 清 隆